

# 筑後市住宅リフォーム補助事業

この支援事業は、筑後市の定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市に定住し、かつ住宅のリフォームを行う人の手助けとして、一定の基準を満たしている場合に補助金を支給するものです。



<p>受給資格 (対象者)</p>	<p>次の条件の全てに該当する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請年度の前年度4月1日以降に筑後市に転入し、住民基本台帳に記録された人。</li> <li>② ①の転入の直前に筑後市外に1年以上継続して住んでいた人。</li> <li>③ 申請する日の前1年以内に住宅を購入又は譲り受けた人。</li> <li>④ 補助金の交付決定の日から3年以内に、住宅を他の人に譲渡しない、又は貸し付けないこと。</li> <li>⑤ この補助金の交付を受けたことのない人。</li> <li>⑥ 筑後市住宅小規模改修事業補助金、又は筑後市新築マイホーム取得支援奨励金を、同一世帯者も含め受けていない人。</li> <li>⑦ 市内施工業者がこの補助金交付決定の日以降に着工する住宅リフォームであること。</li> <li>⑧ リフォームの金額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く)であること。  <small>※ ただし、対象となるリフォームが次の補助金等の交付を受けているときは、当該補助金等に係る部分は、リフォームの金額の対象としない。</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 筑後市浄化槽設置整備事業補助金</li> <li>イ) 筑後市水洗化等排水設備工事費補助金</li> <li>ウ) 筑後市太陽光発電設置促進事業補助金</li> <li>エ) 筑後市高齢者等住宅改造支援事業補助金</li> <li>オ) 筑後市障害者日常生活用具給付事業</li> <li>カ) 介護保険法第45条の居宅介護住宅改修費又は同法第57条の介護予防住宅改修費</li> </ol> </li> <li>⑨ 同一世帯者の全員が、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)、国民健康保険税を滞納していないこと。</li> <li>⑩ 暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。</li> </ol>
<p>給付額等</p>	<p>リフォームの金額の10%(上限20万円)。(千円未満切り捨て)                  ただし、当該住宅が、申請をする年度の前々年度末から前年度末にかけて人口が減少している指定学校(小学校)の通学区域にあるときは、リフォームの金額の15%(上限30万円)。(千円未満切り捨て)</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後市住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>・ 筑後市住宅リフォーム補助金交付申請者調書(様式第2号)</li> <li>・ リフォーム見積書及び内訳書の写し</li> <li>・ 住宅位置図(付近見取図)及び住宅配置図</li> <li>・ リフォーム箇所の図面及びリフォーム前の現場写真</li> </ul>
<p>申請期間</p>	<p>住宅を購入又は譲り受けた日から1年以内。  <small>※ リフォームを開始する前に申請等が必要ですのでご注意ください。</small></p>
<p>申請から給付までの流れ</p>	
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の関係上、早期に受付を終了する場合があります。状況は事前にご確認ください。</li> <li>・ 各種証明書について、発行に係る手数料は申請者でご負担ください。</li> <li>・ 補助金などの給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。</li> </ul>
<p>申込先 問合せ先</p>	<p>〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898                  筑後市役所 総務部 企画調整課 地方創生担当                  TEL 0942-53-4245 (直通) FAX 0942-52-5928</p>